

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成 30 年 6 月 18 日

東京都作業部会確認年月日 平成 30 年 6 月 21 日

(契約変更に伴う再確認日 令和 2 年 8 月 7 日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（オリンピックスタジアム）

案件名 借上財産評定委員会の結果について（オリンピックスタジアム）

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、東京 2020 大会のメインスタジアムとなるオリンピックスタジアムの運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な価格（損失補償額）で確保することを目的とし、組織委員会内の外部有識者等から成る借上財産評定委員会の付議を経て、上限額を評定するものである。 ・ 当該上限額が V 2 予算内に収まっている。 ・ オリンピックスタジアムは、パラリンピック競技が実施される予定であり、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項である。 <p style="color: red;">(令和 2 年 8 月 6 日 契約変更に伴う確認・追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 5 月 31 日の合意では、民間及び国（JSC を含む）所有施設の競技会場の賃借料等は、組織委員会が負担することとなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	

<p>経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オリンピックスタジアムは、東京 2020 大会のメインスタジアムであり、土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠な事業である。 (令和 2 年 8 月 6 日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 今般の 2020 大会の開催時延期の決定を踏まえ、大会開催のために組織委員会が借用した競技会場については、原則として、①施設所有者に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物の撤去及び再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施した上で引き続き借用する方向で取り扱う旨説明を受けている。 ・ なお、本施設については、組織委員会より下記の通り説明を受けている。 ・ 既に工事が令和 2 年 1 月より着手されている当該施設については、組織委員会より上記②に該当し、延期後の大会に向けて全仮設物を撤去し再設置をする場合の費用と、仮設物を残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の費用の方が総合的に見て安価となる旨説明を受けている。 ・ 設置済みの陸上競技施設（サブトラック等）を一旦撤去した後の再設置は、工期的に来年 4 月に予定されている陸上競技のテストイベントまでに間に合わないため、本施設を存置し、借用を継続する。 ・ これらを踏まえ、大会延期決定後の本施設の借用範囲・期間は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、必要最小限となるよう最大限の配慮を行っている。 	
	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償対象は、施設の借上げに伴い、施設所有者が当該地で事業展開している施設の休業が余儀なくされ発生する損失である。 ・ 各施設の使用期間は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 ・ 国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。 ・ 以上から、適正な規模、基準による算定といえる。 (令和 2 年 8 月 6 日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 大会延期時点で未使用だった施設については返却し、令和 2 年度は最小範囲での借上げとすることで経費の削減が図られる。 	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> 算定にあたっては、施設所有者の事業実績等を踏まえ、上記の通り、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき行っている。又、業務委託先である補償コンサルタントによる検証を経た上、外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定した上限額といえる。 (令和2年8月6日 契約変更に伴う確認・追記) 変更後の借用期間に対する営業補償額について、改めて「借上財産評定委員会」における評定を実施し、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> 東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う損失補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 (令和2年8月6日 契約変更に伴う確認・追記) また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成 31 年 1 月 10 日

東京都作業部会確認年月日平成 31 年 2 月 13 日

(契約変更に伴う再確認日 令和 2 年 8 月 7 日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（日本武道館）

案件名 借上財産評定委員会の結果について（日本武道館）

確認の視点	東京都の見解	備考
<p>経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、柔道・空手の競技会場となる日本武道館の運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な価格（損失補償額）で確保することを目的とし、組織委員会内の外部有識者等から成る借上財産評定委員会の付議を経て、上限額を評定するものである。 ・ パラリンピック競技が実施される予定であり、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項である。 <p>(令和 2 年 8 月 6 日 契約変更に伴う確認・追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
<p>事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 5 月 31 日の合意では、民間所有施設の競技会場の賃借料等は、組織委員会が負担することとなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	

<p>経費の内容等 が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から 妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本武道館は、東京 2020 大会の柔道・空手競技会場であり、土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠な事業である。 (令和 2 年 8 月 6 日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 今般の 2 0 2 0 大会の開催時延期の決定を踏まえ、大会開催のために組織委員会が借用した競技会場については、原則として、①施設所有者に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物の撤去及び再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施した上で引き続き借用する方向で取り扱う旨説明を受けている。 ・ なお、本施設については、組織委員会より下記の通り説明を受けている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 大会延期の決定を受け、令和 2 年 10 月から日本武道館による本施設の一般利用再開が決定したため、日本武道館の要請により、一般利用に支障となるフェンス等の仮設物をそれまでに完了すべく撤去する必要があった。 ② 一方で、既に実施した本施設内の埋設配管等、日本武道館の興行に支障のない範囲については復旧せずに存置することで、令和 3 年 4 月の工事工程を縮減し、借用期間の短縮が可能である。 ・ これらを踏まえ、大会延期決定後の本施設の借用範囲・期間は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、必要最小限となるよう最大限の配慮を行っている。 	
	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償対象は、施設の借上げに伴い、施設所有者が当該地で展開している事業の休業が余儀なくされ発生する損失である。 ・ 各施設の使用期間は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 ・ 国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。 ・ 以上から、適正な規模、基準による算定といえる。 (令和 2 年 8 月 6 日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 日本武道館の要請を踏まえ、令和 2 年 7 月から同年 9 月末までの当初予定していた使用期間は返却し、営業に支障のない範囲の仮設物のみを残置することで経費の削減が図られる。 	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・算定にあたっては、施設所有者の事業実績等を踏まえ、上記の通り、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ策定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき行っている。又、業務委託先である補償コンサルタントによる検証を経た上、外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定した上限額といえる。 (令和2年8月6日 契約変更に伴う確認・追記) ・変更後の借用期間に対する営業補償額について、改めて「借上財産評定委員会」における評定を実施し、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う損失補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 ・借上財産評定委員会で承認された金額は借上げの上限額である。今後の交渉の中で、一層の経費縮減を図り、V3 予算内に収めること。 (令和2年8月6日 契約変更に伴う確認・追記) また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和2年1月14日

東京都作業部会確認年月日 令和2年1月15日

(使用期間変更に伴う再確認日 令和2年8月7日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（札幌ドーム）

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、本大会におけるサッカーの競技会場となる札幌ドームの運営に必要な施設を確保するに当たり、必要となる会場使用料である。 オリンピック競技が実施される予定であり、大卒の合意に基づき、全額を東京都が負担する事項である。 パラ経費は該当なし。 <p>(令和2年8月6日 使用期間変更に伴う確認・追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	

<p>経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 札幌ドームは、東京 2020 大会のサッカーの競技会場であり、土地、施設等の確保は、大会運営に不可欠である。 (令和 2 年 8 月 6 日 使用期間変更に伴う確認・追記) 今般の 2020 大会の開催時延期の決定を踏まえ、大会開催のために組織委員会が借用した競技会場については、原則として、①施設所有者に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物の撤去及び再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施した上で引き続き借用する方向で取り扱う旨説明を受けている。 なお、本施設については、組織委員会より下記の通り説明を受けている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 大会延期の決定を受け、札幌ドームの要請により、札幌ドームの営業に支障が生じる設置済みの仮設物を撤去する必要があった。 ② 一方で、札幌ドームの営業に支障がない仮設プレハブについては、撤去・再設置する場合と残置する場合とで経済比較したところ、残置する場合の費用が安価となることが判明した。 これらを踏まえ、これまでの使用予定終了日以降も仮設物を会場内に一部残置するため、使用期間の延長が必要である。 なお、大会延期決定後の本施設の借用範囲・期間は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、必要最小限となるよう最大限の配慮を行っている。 	
	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の使用期間については、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 (令和 2 年 8 月 6 日 使用期間変更に伴う確認・追記) 札幌ドームの撤去の要請を踏まえ、経費を最小限にするよう仮設物の残置面積を精査しており、効率性が図られている。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 会場使用料は、「札幌ドーム条例」等に基づき算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> 東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う使用料負担は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切と言える。 	

<p>ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借上財産評定委員会で承認された金額は借上げの上限額である。札幌市及び指定管理者と引き続き交渉し、一層の経費縮減を図り、V4 予算内に収めること。 ・ なお、予算内であることを確認しているが、令和元年度末に、大会経費の都の枠内であることを改めて確認する。 <p>(令和2年3月31日確認)</p> <p>大会経費の都の枠内であることを確認したが、全体経費について引き続き縮減に努めること。</p> <p>(令和2年8月6日 使用期間変更に伴う確認・追記)</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>	
------------	---	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年 12 月 17 日

東京都作業部会確認年月日 令和元年 12 月 17 日

(契約変更に伴う再確認日 令和 2 年 6 月 19 日)

(新規契約に伴う再確認日 令和 2 年 8 月 7 日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（宮城スタジアム）

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、本大会におけるサッカーの競技会場となる宮城スタジアムの運営に必要な施設を確保するに当たり、必要となる会場使用料である。 ・ オリンピック競技が実施される予定であり、大枠の合意に基づき、全額を東京都が負担する事項である。 ・ パラ経費は該当なし。 <p>(令和 2 年 5 月 29 日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p>なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p> <p>(令和 2 年 8 月 6 日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの会場使用料は、延期に伴う追加経費に該当し、現時点で取扱いは未定である。 ・ 令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの会場使用料は、既存経費であるため、東京都が負担する事項である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	

<p>経費の内容等 が必要性（必要 な内容、機能か など）、効率性 （適正な規模、 単価かなど）、 納得性（類似の ものと比較し て相応かなど） 等の観点から 妥当なもので あること</p>	<p>必要 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城スタジアムは、東京 2020 大会のサッカーの競技会場であり、土地、施設等の確保は、大会運営に不可欠である。 (令和 2 年 5 月 29 日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 今般の 2020 大会の開催時延期の決定を踏まえ、大会開催のために組織委員会が借用した競技会場については、原則として、①施設所有者に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物の撤去及び再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施した上で引き続き借用する方向で取り扱う旨説明を受けている。 ・ なお、今回の契約変更は、組織委員会より下記の通り説明を受けている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 大会延期の決定を受け、令和 2 年 6 月から指定管理者による宮城スタジアムの一般利用再開が決定したため、一般利用に支障となる仮設物をそれまでに完了すべく撤去する必要があった。 ② 一方で、延期後の大会に向け、全仮設物を撤去し再設置をする場合の費用と、（一般利用に支障の無い仮設物を）残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の費用の方が安価となることが判明した。 ・ これらを踏まえ、宮城スタジアムの一般利用が再開される令和 2 年 6 月以降については、会場使用料縮減の観点から、仮設物を撤去した場所や、大会延期に伴い、現段階で借上げが不要な場所に係る使用は見直しを行う必要がある。 (令和 2 年 8 月 6 日 新規契約に伴う確認・追記) <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までは、令和 2 年 6 月に契約変更を行った仮設物の残置に必要な会場使用料が引き続き発生する。なお、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までは、大会開催に必要な会場使用料が発生するが、当該使用料は既存経費である。 	
	<p>効 率 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設の使用期間については、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 (令和 2 年 5 月 29 日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 契約の変更については、残置する仮設物が確定されるのが令和 2 年 5 月末であると、組織委員会より説明を受けており、令和 2 年 6 月以降は、最小面積での借上げに変更申請することで、効率性が図られる。 	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料は、「県立都市公園条例」に基づき算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 (令和2年5月29日 契約変更に伴う確認・追記) ・契約の変更について、残置する面積が確定される直後の令和2年6月からとすることにより、経費の削減が図られる。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・東京2020大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う使用料負担は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切と言える。 ・借上財産評定委員会で承認された金額は借上げの上限額である。宮城県及び指定管理者と引き続き交渉し、一層の経費縮減を図り、V3予算内に収めること。 (令和2年5月29日 契約変更に伴う確認・追記) ・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 (令和2年8月6日 新規契約に伴う確認・追記) <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年7月9日

東京都作業部会確認年月日令和元年7月10日

(使用許可の変更に伴う再確認日 令和2年7月8日)

(使用許可等の変更に伴う再確認日 令和2年8月7日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（江の島ヨットハーバー）

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、セーリングの競技会場となる江の島ヨットハーバーの運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な価格で確保することを目的とし、既存艇の移動経費及び会場使用料について、組織委員会内の外部有識者等から成る借上財産評定委員会の付議を経て、その上限額を評定・報告（既存艇の移動経費は「評定」、会場使用料は「報告」）するものである。 ・ オリンピック競技が実施される予定であり、当該経費は、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づく「都外自治体所有施設における賃借料等」に該当するため、都が負担する事項である。 ・ パラ経費は該当なし。 <p>(令和2年7月6日 使用許可の変更に伴う確認・追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p> <p>(令和2年8月6日使用許可等の変更に伴う確認・追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 5 月 31 日の合意により、都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	

<p>経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 江の島ヨットハーバーは東京 2020 大会のセーリング競技会場であり、土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠である。又、土地・施設等の確保にあたり、現在当該施設内に保管されている既存艇の一時的な外部への移動は必要な作業である。 <p>(令和 2 年 7 月 6 日 使用許可の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今般の 2020 大会の開催時延期の決定を踏まえ、大会開催のために組織委員会が借用した競技会場については、原則として、①施設所有者に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物の撤去及び再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施した上で引き続き借用する方向で取り扱う旨説明を受けている。 ・ なお、今回の使用許可の変更は、組織委員会より下記の通り説明を受けている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施設所有者である神奈川県から湘南港の管理運営上支障するとして指示のあった仮設物の撤去工事を実施する必要がある、令和 2 年 7 月 15 日に撤去完了予定である。 ② 延期後の大会に向けて全仮設物を撤去し再設置をする場合の費用と、一部撤去を要する前述の仮設物以外の仮設物を残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の費用の方が安価となることが判明した。 ・ これらを踏まえ、令和 2 年 7 月 16 日以降に現行使用許可を継続すると、一部仮設物を撤去した場所や、大会準備日程上、今年度は借用の必要がない場所に係る不要な使用料が発生するため、会場使用料縮減の観点から、現時点で手続きを進める必要がある。 <p>(令和 2 年 8 月 6 日使用許可等の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部仮設物を残置するため、令和 2 年 7 月 16 日付湘南港使用許可変更により返却を行わなかったエリアについて、同年 8 月 31 日から 10 月 24 日にかけて順次、使用許可期間が終了する。また、同様に仮設物を残置している江の島かもめ駐車場についても、同年 10 月 24 日に現行の普通財産貸付契約が終了する。現行手続上の使用終了日以降も、仮設物を引き続き会場内に存置するためには、使用期間を延長する変更手続を行う必要がある。 	
--	------------	---	--

	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の使用期間及び既存艇の移動期間は、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、各施設の使用期間及び既存艇の移動期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 (令和2年7月6日使用許可変更に伴う確認・追記) 使用許可の変更については、仮施設の一部撤去が完了するのが令和2年7月15日の予定のため、令和2年7月16日以降は、最小面積での借上げに変更申請することで、効率性が図られる。 (令和2年8月6日使用許可等の変更に伴う確認・追記) 現時点で使用を延長する期間は、一旦、使用エリアが既に確定している令和3年2月28日までとし、3月1日以降の使用については再工事工程の検討が完了したのちに別途実施することにより、当該期間中については最小面積での借上げとなり、効率性が図られる。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 移動経費については、組織委員会が、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ策定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定している。又、業務委託先である補償コンサルタントによる検証を経た上、外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定した上限額といえる。 又、会場使用料については、各種法令・条例等に基づく使用料・占用料等として算定されている。そのうち、本大会における湘南港の使用料については、行政財産目的外使用許可に基づく使用料金額である。 (令和2年7月6日使用許可変更に伴う確認・追記) 使用許可の変更について、仮施設の一部撤去完了翌日の令和2年7月16日からとすることにより、経費の削減が図られる。 (令和2年8月6日使用許可等の変更に伴う確認・追記) 現時点における使用許可の変更について、一旦、使用エリアが確定している令和3年2月28日までとすることにより、当該期間中の経費の削減に努めている。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> 東京2020大会の実施にあたり、競技会場の借上げは、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 借上財産評定委員会で承認された金額は借上げの上限額である。今後の交渉の中で、一層の経費削減を図り、現在検討中の漁業補償を含めV3予算内に収めること。 	

	<p>(令和2年7月6日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none">・ また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 <p>(令和2年8月6日使用許可等の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 今後検討が必要な令和3年3月1日以降の再工事における借用範囲は、必要最低限とすること。・ また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。	
--	---	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。